

令和 7 年 5 月 3 0 日

署名議員	番
	番

令和 7 年第 3 回中札内村議会臨時会議案

中 札 内 村

提 出 議 案 目 次

番 号	件 名
議案第 2 4 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 5 号	財産の購入について
議案第 2 6 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

中 札 内 村 長 森 田 匡 彦

議案第 24 号

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村国民健康保険税条例（昭和60年条例第16号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中札内村国民健康保険税条例（昭和60年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改める。

第2条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条中「100分の4.80」を「100分の5.30」に改める。

第6条中「100分の1.95」を「100分の2.10」に改める。

第8条中「100分の1.05」を「100分の1.20」に改める。

第15条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の中札内村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

財産の購入について

次のとおり財産を購入する。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 令和7年度中札内村小中学校学習者用コンピュータ等
(ChromeOS)調達業務 |
| 2 | 購 入 品 目 | タブレット端末 396台 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 購 入 金 額 | 20,473,200円 |
| 5 | 購 入 先 | 札幌市中央区大通西14丁目7番地
東日本電信電話株式会社
執行役員 北海道事業部長 島津 泰 |

議案第 26 号

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について

令和 7 年度中札内村一般会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。